

御町内の皆様へ

令和8年8月28日

避難行動要支援者登録制度の御案内

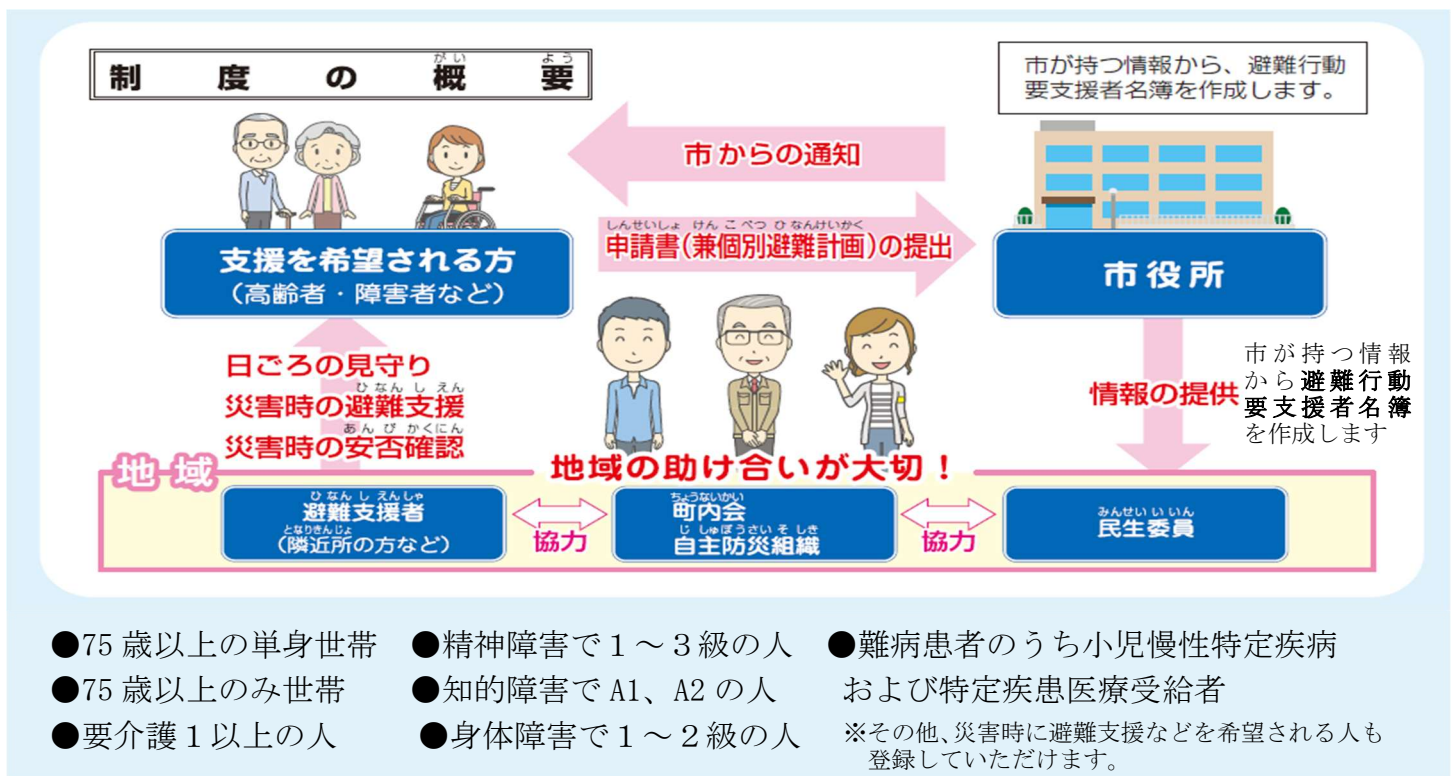
地震や豪雨などの自然災害によって、毎年のように多くの命が失われています。

特に、高齢者や障害者など、自力での避難が困難な方（避難行動要支援者といいます）は、災害時の対応が遅れ、被災されるケースが多くあります。

このため、日頃から、地域で避難行動要支援者の情報を共有し、有事の際には、情報を伝えて、一緒に避難する「避難行動要支援者登録制度」を進めています。

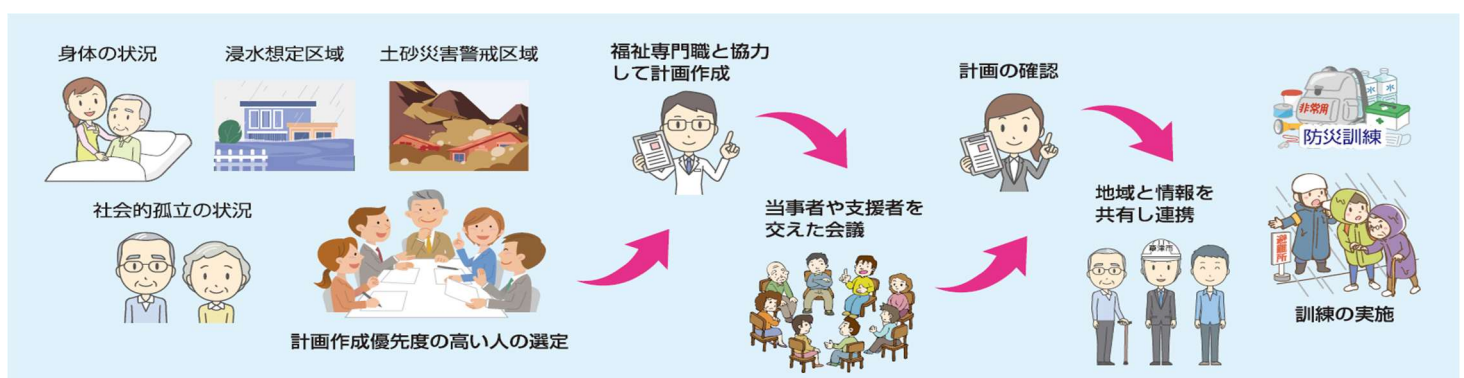
令和3年5月の災害対策基本法の改正により市町村に避難行動要支援者ごとに避難支援をするための計画、個別避難計画の作成が努力義務となったことを受け、市では以下の2通りの方法で個別避難計画の作成を進めています。

①本人・地域で作る個別避難計画（避難行動要支援者登録制度）の概要



登録は、市役所健康福祉政策課（電話：077-561-2360）

②市が優先してつくる個別避難計画の概要



登録は、市役所危機管理課（電話：077-561-2325）

～よくある質問～

Q. 避難行動要支援者名簿とは？

A. 避難行動要支援者名簿は、支援を希望して申請書（兼個別避難計画）を提出された方（表面①）および優先的に作る個別避難計画を作成された方（表面②）について、市が作成している名簿です。

Q. 避難行動要支援者の情報はどのような地域の方に共有されますか？

A. 警察、消防をはじめ、避難支援者、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、町内会・自治会、自主防災組織など、あなたの避難支援に関わる関係者に平時から共有しています。

Q. 本人・地域で作る個別避難計画（避難行動要支援者登録制度）への登録方法は？

A. 登録申請書（兼個別避難計画）を市役所にご提出いただくか、
右の二次元コードから電子申請サービスをご利用ください。



Q. 登録申請書（兼個別避難計画）には、どのような内容を記入するのですか？

A. 避難行動要支援者の情報（本人氏名、住所、加入町内会、電話番号、受けたい支援の内容等）や緊急時の連絡先、避難支援者、避難する場所等の情報を記入いただきます。

Q. 登録すれば災害時に必ず助けが来ますか？

A. 災害時は地域の支援者も被災することがあり、必ずしも救出をお約束するものではありません。しかし、避難時に地域で要支援者情報が円滑に共有・伝達されることで、早急な対応が進められる可能性が高まります。支援内容は一人ひとり異なるため、それぞれの特徴に配慮し、要支援者やそのご家族と相談しながら、支援者とともに支援内容を整理して登録しましょう。

Q. 登録する避難支援者はどのように決めればよいですか？

A. 災害時にできるだけ早く駆け付けられるよう、家族や隣近所の顔見知り、町内会の同じ班の方など身近な方が望ましいです。日頃から近所で親しくされている方がおられる場合は、その方に支援者をお願いしてください。また、支援者を地域の自主防災組織などの団体とする場合は、その団体名を記載してください。

Q. 避難支援者になったら何をすればよいですか？

A. 避難支援者とは、災害時に要支援者の安否確認や情報伝達、避難のお手伝いなどに携わっていただく方を指します。災害時は誰もが被災者であるため、支援者に責任が課されるものではありません。自身の安全を確保した上で、可能な範囲で支援をお願いします。平時から隣近所での声かけや見守りなど、身近なところから地域での助け合いの輪を広げていきましょう。

Q. 避難する場所はどのように決めればよいですか？

A. 避難する場所は、小学校や中学校などの広域避難所、地域まちづくりセンターなどの一般避難所などがあります。ハザードマップや防災マップなどを参考に、災害の種類や地域の条件を考えて、命の安全が確保できる場所を想定してください。また、自宅で過ごせる場合は自宅避難、自宅で過ごせない場合は安全な友人・親せき宅への避難を選択肢として、事前に連絡しておくことも重要です。

Q. 地域への情報提供における個人情報の取り扱いはどうなりますか？

A. 避難支援に関わる関係者に、取り扱いに十分注意しながら必要最小限の情報を提供しています。また、市ではほぼすべての町内会と個人情報の取り扱いに関する協定を締結しています。

Q. この制度について詳しい内容を知りたい。

A. 市のホームページに詳しい制度内容を掲載しています。

「市 HP トップ>くらし・手続き>防災>地域の防災活動>避難行動要支援者の避難支援の取り組みについて」にアクセスいただくか、右の二次元コードからご確認ください

